



仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

Q 先月から単身赴任をしています。赴任先のアパートから、妻子の住む住居へ帰省する途中、駅の階段で転んでケガをしました。このような場合、労災保険を

単身赴任先から帰省中事故、労災保険使えますか？

使えますか？

A 労災保険制度では、労働者が業務

中または通勤途中に災害に遭い、その災害によって負傷、または病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業場所との間の往復②単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動③就業場所から他の就業場所への移動を、合理的な経路および方法で行うことをいいます。①質問のケースは②に該当し、原則として、就業日と前日または翌日までに行われるものについて「通勤」と認められます。「合理的な経路および方法」とは、移動を行う場合に、一般に労働者が用いると認められる経路および方法をいいます。「合理的な経路」としては、通勤のために通常利用する経路が複数ある場合、いずれの経路も合理的な経路となります。しかし、合理的な理由もなく、著しく迂回となる経路をとる場合は、合理的な経路とほなりません。そのほか、通勤の途中の逸脱または中断の後は原則として通勤とはなりません。日常生活上必要な行為（日用品の購入など）をやるを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱または中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び「通勤」となります。詳しい認定要件等は、労働基準監督署または労働局労災補償課にお尋ねください。

①質問のケースは②に該当し、原則として、就業

鳥取労働局労災補償課
電話 0857(29) 1706